

令和 6 年度豊川市障害者差別解消支援地域協議会 議事録

日 時：令和 7 年 3 月 2 6 日（水）午後 3 時から午後 4 時まで

会 場：ふれあいセンター研修室

出席者：1 6 機関

豊川市身体障害者福祉協会を代表する者

豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会を代表する者

豊川市手をつなぐ育成会を代表する者

豊川市ろう者協会を代表する者

豊川市肢体不自由児（者）父母の会を代表する者

豊川精神障がい者家族会むつみ会を代表する者

豊川市民生委員児童委員協議会を代表する者

豊川市医師会を代表する者

愛知県豊川保健所職員

豊川公共職業安定所職員

愛知県立宝陵高等学校職員

豊川市社会福祉協議会職員

法曹関係者（愛知県弁護士会より推薦を受けた者）

豊川市教育委員会次長

豊川市子ども健康部次長

豊川市福祉部次長

欠席者：3 機関

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

愛知県立豊川特別支援学校職員

学識経験者（愛知大学より推薦を受けた者）

事務局：

豊川市福祉部障害福祉課

1 あいさつ

<事務局>

定刻になりましたので、豊川市障害者差別解消支援地域協議会を始めさせていただきますと思います。まず、開会にあたって福祉部障害福祉課長から挨拶をさせていただきますので、お願いします。

<障害福祉課長 挨拶>

このたびは年度末の大変お忙しい中に、令和 6 年度の障害者差別解消支援地域協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本会議の前に行いました、地域自立協議会から参加されている委員の皆様におかれましては、引き続きのご参加、よろしくお願いいたします。

さて、皆様もすでにご承知かと思いますが、障害者差別解消法の改正により、令和 6 年 4 月から民間事業者におきましても、合理的配慮の提供が義務づけられました。

これに伴いまして、市障害福祉課では、市長マニフェスト事業の一環として、新規事業として、障害者サポート店舗等への、改修費などの助成金を新たに創設いたしました。詳細は本会議の中で報告をさせていただきますが、この新たな助成金を関係各所に周知をさせていただいたところ、当初予算では 175 万円の予算ではありましたが、その金額を上回る 196 万 2000 円の執行見込み額となりました。

本事業は、来年度も引き続き実施してまいりますので、障害のある方が気兼ねなく各店舗などに出かけることができる環境づくりに取り組んで参りたいと考えております。

本日の会議では、本市における障害を理由とする差別の解消に関する推進体制や情報共有などについて、貴重なご意見をいただきますと幸いです。

以上であいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 委員紹介、自己紹介

<事務局>

本日は 3 名の委員が欠席となっております。また、本日の会議は、設置要綱第 6 条第 2 項により、委員の過半数以上の出席がありますので、成立します。

それでは、本日は、最初の豊川市障害者差別解消支援地域協議会となっておりますので、議題 (1)「委員紹介、自己紹介」について、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。時間も限られておりますので、所属とお名前程度で、簡単をお願いします。それでは、座席の順番でお願いします。

<委員自己紹介>

(2) 会長・副会長の選任

<事務局>

ありがとうございました。早速ですが、議題(2)「会長、副会長の選任」についてご審議をお願いします。豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第5条第2項の規定により、会長は、委員の互選により定めるとあります。どなたかご意見はございますか。

<委員>

はい。推薦をしたいと思います。豊川市身体障害者福祉協会の委員を推薦したいと思います。

<事務局>

推薦のご意見ありがとうございます。他に事前推薦のご意見がないようでしたら豊川市身体障害者福祉協会の委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

<委員より拍手>

ありがとうございます。それでは会長をお願いしたいと思いますので、会長席へ移動をお願いします。

また、豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第5条第4項により、議長は会長が務めるということになっておりますので、以後の進行をお願いします。

<会長>

それでは、豊川市障害者差別解消法地域協議会設置要綱第5条第3項の規定により、副会長は会長が指名するとありますが、豊川市福祉部次長である委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<委員>

はい。お受けします。

<会長>

それでは、副会長席へ移動をお願いします。

(3) 豊川市障害者差別解消支援地域協議会について

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進のための取組について

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要について

<会長>

それでは、早速議題に入らせていただきます。議題(3)「豊川市障害者差別解消支援地

域協議会について」から、議題（５）「合理的配慮の提供支援に係る助成金」について、事務局から説明をお願いします。

なお、質問につきましては、本来議題ごとにお受けすべきですが、本日の各議題は報告的な内容となっておりますので、すべての説明の後で、まとめてお願いいたします。では、事務局お願いいたします。

<事務局>

それでは、議題３の豊川市障害者差別解消支援地域協議会について説明させていただきます。お手元の資料１をご覧ください。こちらは、豊川市障害者差別解消支援地域協議会の設置要綱となっております。

平成２８年４月１日に障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例が施行となり、本市においても、豊川市職員対応要領を策定するとともに、差別に関する相談受付体制をスタートさせました。そして、同年１０月に、要綱第１条にありますように、障害者差別解消法第１７条第１項に基づき、相談等に係る協議や差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う地域協議会として、豊川市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、本日お集まりの皆様方を差別解消支援地域協議会委員として委嘱させていただいております。

国の指針では、協議会の組織は、市町村など地方公共団体が主導して組織することとされており、差別解消支援地域協議会を組織する趣旨として、地域協議会の事務は、障害者差別に関する提案に係る協議を行うとされ、個別事案ごとに、差別か否かの判断を行うことまでは想定しないとされています。また、対象となる障害者差別に係る事案について、個人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととされ、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については、情報共有の対象とすることとされています。こういった国指針等を参考に豊川市障害者差別解消支援地域協議会の設置要綱を策定しております。

なお、本会は第２条にありますように、
「関係機関による障害を理由とする差別の解消に関する推進体制の整備に関すること」、
「関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談にかかる事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みの情報共有に関すること」、「関係機関が行う障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みに関する協議及び提案に関すること」を協議することなどを所掌事項としております。

皆様の任期ですが、要綱第４条に定めがありますとおり、２年と定めています。

要綱第８条では、職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとされていますので、情報の取り扱いにご留意いただきたいと思います。

続きまして、資料１－②をご覧ください。

こちらは、障害者差別解消に関する相談窓口と相談支援体制になります。障害者差別が

行われた場合の相談窓口として、障害福祉課、障害者相談支援センター、資料1－③を参照いただければと思いますが、市内7か所にある委託相談支援事業所があります。それらで相談された内容については、【解消1】の障害福祉課に集約され、右に記載のある手順を実施します。そこで、該当機関の対応のみでは解消が図られない場合など、差別の解消に当たり障害者団体や関係事業所等の意見を必要とすると判断された事案について、【解消2】の豊川市障害者地域自立支援協議会の相談支援部会で意見聴取を行います。

その中で、差別の解消にあたり、障害者団体や関係事業所等の意見に加え、専門家の意見を必要とする場合に、この場において協議いただくこととなります。協議する事案が発生した場合、随時協議会を開催させていただくこととなりますが、平成28年の設置以降における随時開催の実績はありません。

なお、令和6年度について市への障害者差別解消に関する相談や報告の件数は0件でした。

以上、簡単ではありますが差別解消支援地域協議会の説明となります。

続きまして、議題4の障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みについて説明させていただきます。資料2をご覧ください。

令和6年度の実績ですが、(1)前年度からの継続活動としては、ア 市民、事業者向け周知啓発活動として(ア)から(カ)の活動を行いました。(ア)「生涯学習まちづくり出前講座」、(イ)「障害者福祉啓発講座」については、市民団体・民間事業者向けに障害特性や、障害者差別解消の理解促進・啓発講演になります。(ウ)は「広報とよかわ4月号への合理的配慮の提供助成事業開始の周知記事の掲載」、同じく「広報とよかわ12月号への障害者週間に関する啓発記事の掲載」となります。(エ)は「障害者週間における来庁者への啓発チラシの配布」を市役所庁内で行いました。(オ)は「市役所における障害者差別解消啓発庁内放送」で、毎月第1、第3月曜日の正午ごろに放送しております。(カ)は「障害福祉課内での障害者差別解消法上の差別の唱和」で、毎朝の朝礼の際に、手話も交えて行っています。また、イの「市職員向け周知啓発活動」としまして、新規採用職員研修を4月に、各課1名程度の職員を対象とした障害者理解促進研修を10月に、入庁3年目の一般職員を対象とした一般職員前期研修を11月に、中央図書館職員向けの講座を12月に、新任課長補佐級職員特別研修を2月に行いました。

続いて(2)新規周知啓発活動等としては、資料2－②をご覧ください。この資料は、令和6年度の新規事業である「合理的配慮の提供に係る助成金」周知のため作成したチラシとなっています。チラシ作成後、豊川商工会議所や豊川信用金庫、JA ひまわり、豊川市観光協会、医師会などへチラシの配布を行いました。続いて、資料2－③をご覧ください。こちらの資料は、豊川商工会議所月報(メセナ)4月号に掲載された記事です。これらの活動を通じ、合理的配慮の提供に係る助成事業の周知を行いました。

続いて2.令和7年度取り組み活動案となりますが、(1)前年度取り組み活動について

は、継続して実施する予定です。(2) 新規活動としましては、助成金を申請した事業者などへアンケートを行い、合理的配慮の提供に係る助成事業導入後の効果測定の実施や、令和7年度から本格稼働予定となっている、内閣府実施の「つなぐ窓口」の周知を考えています。

続きまして、議題5の合理的配慮の提供支援に係る助成金について説明させていただきます。資料が戻りますが、資料2-②をご覧ください。

豊川市では令和6年度より、事業者等が行う合理的配慮の提供に係る経費の助成を開始しました。この事業は、市長マニフェストの中で掲げられていた事業であり、愛知県内では初の取り組みとなっています。先ほどの説明にもありましたが、資料2-②につきましては、豊川市で作成し、配布したチラシです。配布先については、議題4でご説明させていただいた通りです。この制度の概要を簡単に説明させていただくと、対象者は豊川市内で活動する中小企業に該当する事業者や団体であり、障害者の利便性を向上させるために行う工事・物品購入・コミュニケーションツール作成などに要する費用の助成を行うものです。

事業開始初年度となる本年度の実績については、資料3をご覧ください。令和6年度は合計17件の申請があり、内訳としては工事施工が7件、物品購入が10件となっています。事業者区分としては、サービス業が11件、小売業が3件、医療機関が1件、その他の団体が2件です。工事施工の申請例としては、手すりの取り付け、スロープの設置、段差解消、トイレの洋式化などがあり、物品購入の申請例としては、車いす、持ち運びスロープ、聴覚障害者用接客タブレット、筆談ボードの購入などがありました。資料3の裏面には、今年度の申請実績を表にして掲載しておりますので、参考までにご覧ください。

今年度は、コミュニケーションツール作成費の申請件数が0件であったため、来年度はコミュニケーションツール作成費の周知を積極的に図りたいと考えております。

本制度の開始により、事業者にとっては、施設のバリアを無くすための補助が受けられ、障害者にとっては、利用しやすい環境の整備が進むこととなります。そのため、本制度は事業者・障害者、両者にとってメリットのある制度と考えられるため、今後も制度の周知を図っていく予定です。

以上で、議題(3)から議題(5)までの説明を終わります。

<会長>

ありがとうございました。議題(3)から議題(5)までの件について何かご質問等ありましたらお願いします。またご意見でも結構でございます。

<委員>

資料3ですが、聴覚障害者へのタブレットが3件と筆談ボードが1件あります。どちら

に設置されたか伺えますか。

<事務局>

まず、聴覚障害者への接客タブレットについては、美容院、自動車整備会社、飲食店に設置しております。続いて、筆談ボードについては、絵などを販売している会社に設置しております。

<委員>

わかりました。ありがとうございました。

<会長>

他にご意見ございますか。

<副会長>

今回、実際に助成金を申請された委員がいらっしゃいますので、その感想やご意見についてあれば、お願いしたいと思います。

<委員>

プロジェクターを持っていたのですが、随分古くなり、見にくくなっていたので、差別解消法の助成金で購入させていただきました。ありがとうございます。購入したプロジェクターは、出前講座などを行う際に使用しております。

今後は、様々なイベントで、購入したプロジェクターを効果的に活用し、視覚的な情報を発信していきたいと思っています。

<会長>

ありがとうございます。その他何かご質問ございませんでしょうか。またご質問ご意見でも結構でございます。

ないようでしたら、これにて本日の予定されていた議題をすべて終了しました。

引き続き、事務局から、事務連絡がございましたらよろしくお願いいたします。

<事務局>

本日のご協議ありがとうございました。事務局からご連絡させていただきます。

本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議についてはこれで終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。